

熊本市納骨堂条例の一部改正について

熊本市納骨堂条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市納骨堂条例の一部を改正する条例

熊本市納骨堂条例（昭和 56 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「あたって」を「当たって」に改める。

第 6 条第 1 項中「譲渡」を「譲渡し、」に改める。

第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 13 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第 20 条とする。

第 12 条を第 19 条とし、第 11 条の次に次の 7 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 12 条 納骨堂の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手續）

第 13 条 前条の規定による指定を受けようとするものは、納骨堂の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 納骨堂の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、納骨堂の効用を最大限に発揮させるとともにその管

理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、納骨堂の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 納骨堂の維持管理に関する業務

(2) 焼骨の収蔵の受付に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、納骨堂の管理運営上市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第16条 指定管理者の指定を受けるものは、市と納骨堂の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第17条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第18条 指定管理者及び指定管理者の行う業務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、納骨堂の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

指定管理者の指定の手續等について定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。